

令和元年第9回始良市教育委員会定例会

令和元年9月13日（金）

開会 13時55分

閉会 15時00分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

岩下部長 小林次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長 北野教育総務課長
原口社会教育課長 桃木野図書館事務局長 別府国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第21号	幼稚園保育料の無償化に伴う関係規則の整理に関する規則に関する件	可決
議案第22号	始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件	可決
議案第23号	始良市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第24号	始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第25号	令和元年度教育委員会の事務の点検・評価報告書（平成30年度事業分）に関する件	可決
議案第25号	平成30年度始良市一般会計歳入歳出決算認定（教育費）に関する件	可決
報告第7号	令和元年度始良市一般会計補正予算（第5号）（教育費）に関する件	承認

4 議事録

教育部長 教育委員の皆様におかれましては、学校訪問に引き続いての会議となりますが、よろしくお願いいたします。
ただいまから、令和元年第9回始良市教育委員会定例会を開催いたします。これからの会議の進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。

教育長 今日は、引き続きのご出席でお疲れのことと思いますが、よろしくお願いいたします。
会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開とすることといたします。
日程第1「議事録の承認・署名」ですが、前回の会議議事録の署名はお済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 承認はお済みのようですので、前回の議事録は承認されたものと認めます。
日程第2「委員及び教育長の報告」についてですが、委員の皆様から何かご報告はございませんでしょうか。

委員 9月10日ですが、加治木ロータリークラブの方々から始良市の教育について、実態を教えてくださいという要請がありました。現在の色々な教育委員会の事業とか、そのような話をして参りました。そして、始良市の教育関係については「概ね良好な状態でございます。」ということで、ご理解をいただいたところでございます。以上です。

教育長 ほかの委員の皆様は、何かございませんでしょうか。
なければ、8月10日以降ですけれども、大変暑い日が続いておりますが、9月2日から学校では始業式があり、2学期がスタートしたところですが、今回の夏休みは、44日間という非常に長い夏休みでしたけど、1人の児童生徒も水難事故、交通事故、熱中症事故といった事故に遭うことなく、6,850人の児童生徒たちが、無事2学期を迎えたところです。今は明日、明後日の中学校の体育祭から、来月10月初めの幼稚園の運動会まで、4週にわたって運動会・体育祭が開催されるところでございますが、まだ、特に明後日の日曜

日あたりは、真夏日と変わらない32℃前後というところで、昨日、保健体育課のほうから熱中症対策の注意を喚起したところです。これはかからないという保証はございませんので、プログラムに余裕を持たせる、給水タンクを学年ごとに置く、または校庭に水撒きをして少しでも気温を下げるなど、そういった対応をお願いしているところでございます。だから、皆様方にも4週にわたって色々ご出席をお願いしているところですが、この時期ですので、無理なくご出席いただければと思っております。どうぞお気軽にお考えください。幼稚園の10月6日が最後になります。

では、日程第3議案第21号「幼稚園保育料の無償化に伴う関係規則の整理に関する規則に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長) それでは、議案第21号「幼稚園保育料の無償化に伴う関係規則の整理に関する規則に関する件」について、ご説明いたします。令和元年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、9月議会において始良市幼稚園保育料徴収条例が廃止される見込みであるため、関連する規則について所要の整理を行うものです。まず、始良市立幼稚園規則の一部改正として、保育料に関する規定について、これまで始良市幼稚園保育料徴収条例を引用していた部分を政令に基づき「0円」とする旨の規定に改めます。また、始良市幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止します。この規則は、10月1日から施行しますが、廃止前の始良市幼稚園保育料徴収条例施行規則の規定により徴収することとした保育料の取扱いについては、従前の例による経過措置を設けました。以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

只今の説明について、ご質疑を行います。何かございませんでしょうか。以前、子ども子育て支援法の改正内容について、いわゆる保育料の無償化については、既に説明してあるとおりでありますが、それに伴い規則に附則を追加するということです。ご質疑はないでしょうか。なければお諮りします。議案第21号は事務局の提案どおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第21号「幼稚園保育料の無償化に伴う関係規則の整理に関する規則に関する件」については、可決されました。次に、日程第4議案第22号「始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長) それでは、議案第22号「始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件」について、ご説明いたします。令和元年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、補助限度額や補助金の対象期間について今年度4月から9月までであることを明確にするために所要の整備をするものです。補助限度額や補助金の対象期間を明確にするために第2条を全部改正し、附則に令和2年3月31日をもってこの告示が効力を失う旨の規定を追加しました。この告示は告示の日から施行しますが、告示の施行前に行っている今年度の就園奨励費補助金に関する諸手続については、改正後の始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に基づいて行われたものとみなす経過措置を設けました。以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正について、ご質疑ございませんでしょうか。
この補助金交付要綱の内容について、もう少し説明してください。

事務局

(学校教育課長) 今まで、所得に応じて補助金の額が決まっていました。例えば、非課税世帯ですと、最初から補助する額が多かったり、ある程度収入がある世帯は補助する額が少なかったりするのですが、それで幼稚園に支払う保育料に対して補助金を交付していたということです。しかしながら、今回の法改正により無償化となることで、一律一人25,700円分が幼稚園に市から交付されるということで、この制度が必要なくなるということで、今回改正するということです。

教育長

今回の国の法改正による幼児教育・保育の無償化に併せて、市の規則等の改正を行うわけですが、なぜ10月1日かということ、やはり消費税率10パーセントの増税と関連がありまして、その増税分を財源として子ども子育てのための施策に活用しようというものでございます。
質疑はございませんか。なければ、お諮りします。議案第22号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員

はい、異議なし。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第22号「始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示に関する件」については、可決されました。
次に、日程第5議案第23号「始良市小規模校入学特別認可制度に関する規則

の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長) それでは、議案第23号「始良市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則に関する件」について、ご説明いたします。令和2年度から新たに西浦小学校を特認校制度の対象校とするため、所要の整備を行うものです。第2条に規定されている特認校制度の対象校の表に西浦小学校を加えるほか、字句の修正等を行います。この規則は、令和2年4月1日からの施行ですが、その準備は、今年度から行うことができる旨の準備行為に関する規定を附則に設けてあります。以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

今の説明について、何かご質疑ございませんでしょうか。

市になってからは、漆小学校が平成23年度から特認校になっています。漆小は、それまで山村留学制度を取っていたのですが、里親を引き受けてくれる世帯がなくなったことにより、特認校といたしました。現在は、地元の子が4名、特認校生が25名、29名なので30名近く児童がいます。西浦小学校がなぜしなかったかという、旧町時に住宅政策を取って、その住宅に入居していただくことで、ある程度学校の児童数は確保されていたのですが、それも段々と減ってきている状況で、このままでは児童数1桁になってしまいます。児童数が1桁になりますと、学校の機能というのはなかなか発揮されにくいのです。それで、始良地区の方から特認校生を受け入れて、30名くらいの児童数にしたいと。今のところ児童数が16名ですので、あと10名ちょっと入ってきたらと思っています。あそこは通りとしては、薩摩川内方面へ抜ける道で便利なところなのです。

何かご質疑はございませんか。

委員

現在の西浦小学校は、始良市の小学校の中でいちばん児童数が少なくなっているようですね。それで、西浦小学校が特認校制度を活用していくというのは良いことだと思うのですが、特認校になった場合にスクールバスを運行したり、あるいはタクシーで登校したりということをしてありますが、特認校に対して、どこの校区から行ってもいいのか、あるいはどこか決まっています。始良地区からだけとか、その辺りはどうなっているのでしょうか。

事務局

(学校教育課長) 明確に「加治木地区では竜門小と永原小しかダメですよ」ということは、全く話をしておりませんので、現在のところはそういう選択をされる保護者はいらっしゃるのですが、たまに「通えるのですか」と聞かれますので、教育委員会の答え方としては「禁止というわけではないけ

れども、スクールバスを利用していただくことになるので、それを選ばれる方がいらっしゃらない。」という説明をしますと、大体の方が「そうなんだな」ということで、理解されているみたいです。蒲生地区から永原小までと言われると非常に困りますので、その場合は「ご家族がスクールバスの拠点まで、毎日送って下さるということであれば可能です。」という説明をしています。

教育長 漆小がこれまで特認校制度をやってきて児童が増えたのですが、今回、西浦小が特認校の指定を受けると、漆小に通う児童が西浦小に行ってしまうのではないかというような懸念を持っているわけです。それで、ある程度校区を決めて、基本はスクールバスの拠点まで送迎してもらい、スクールバスで通ってもらうことですみ分けができるように思っています。始良地区の方は、児童数がどんどん増えていることから、教室が不足する可能性があるのですが、少しでも特認校制度を活用していただくというものです。

委員 現在、西浦小学校は、スクールバスはないのですよね。

事務局 (学校教育課長) はい。

委員 特認校になって、生徒が仮に始良方面などから通う場合には、スクールバス若しくはタクシーの予定はあるわけですか。

事務局 (学校教育課長) これは、教育総務課が市長部局と協議を行い、またその内容を市長もお認めいただいたことから、今回指定するものであります。

委員 漆小に通っている特認校の子ども達も、ほぼスクールバスを利用しているのですか。

事務局 (学校教育課長) そうです。

委員 親が送迎するのではなくて、ほぼ皆スクールバスを利用しているのですか。

事務局 (学校教育課長) はい、そうです。

委員 わかりました。漆小は、児童クラブはないのですよね。

教育長 漆小にはないですね。西浦小にはあります。

委員 ありがとうございます。

教育長 児童数は、三船小も倍ぐらいに増えましたし、重富小も合併当初の420人から600人に、180人は増えました。そういったことから三船小は、新たな校舎を作らないと教室が足らなくなっているのですね。そういう状況を考えますと、特認校制度を活用して西浦小に通ってもらおうということです。

委員 三船小は蒲生地区に近いですがけれども、三船小からスクールバスが出発するということはやってないわけですね。

事務局 (学校教育課長) はい。毎年、希望などにより見直すこともあります。

委員 もし三船小校区から、人数がまとまって行きたいという時にはどうなるのですか。

事務局 (学校教育課長) 可能性はあります。

教育長 三船小は、拠点になるようなことはないと思います。だから、始良本庁舎から出発して、そこから途中で経由して行くということはあると思います。

委員 分かりました。

教育長 ほかにご質疑ございませんでしょうか。

委員 施行が来年の4月1日からということですが、募集はもう始めるわけですか。

事務局 (学校教育課長) 募集の準備はもう出来ているというところです。

教育長 不登校だった児童が特認校に通うようになったら、1日も休まなくなったということもあります。
ほかになければ、お諮りします。議案第23号は、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第23号「始良市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則に関する件」については、可決されました。

次に、日程第6議案第24号「始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、議案第24号「始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件」について、ご説明いたします。これは、築年数が30年を経過し、老朽化のため今年度解体工事を行った教職員住宅について、規則から削除するほか、字句の修正等所要の整備を行うものです。改正内容は、第10条中の「毀損」の字句の修正と、解体した三船小学校校長住宅及び重富中学校教頭住宅を別表から削除し、漆小学校の住所が誤っていたため、正しい「蒲生町漆317番地」に改めるものでございます。以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質疑ございませんでしょうか。

三船小学校の校長住宅を解体したということなのですが、そもそも重富中学校の教頭住宅は入居しておらず、三船小学校の校長も市内に自宅を持っているということでした。市街地の学校の場合で自宅があるという場合は、そこから通っているという時代です。ない場合は、できるだけ校区内に家を借りてくださいということでやっています。ただ、中山間部の地域は、やはり管理職住宅を整備しないと、なかなか借家がないものですからそのようにしております。

只今の議案第24号に対して、何かご質疑ございませんでしょうか。

お諮りします。議案第24号は、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第24号「始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則に関する件」については、可決されました。

次に、日程第7議案第25号「令和元年度教育委員会の事務の点検・評価報告書（平成30年度事業分）に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、議案第25号「令和元年度 教育委員会の事務の点検・評価報告書（平成30年度事業分）に関する件」について、ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、平成30年度の教育委員会の事務の点検・評価を実施いたしました。その結果を「令和元年度教育委員会の事務の点検・評価報告書」にとりまとめており

ます。報告書の作成におきましては、同法第26条第2項で規定する、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者5名をもって組織する始良市教育委員会外部評価委員会を設置し、2回の会議を開催いたしました。会議では、始良市の教育行政全般について、様々な視点からご意見をいただいたところでございます。この5名の方は、7月の定例会で皆様よりご承認いただいた方々です。点検・評価制度の概要は、お目通しください。評価項目件数です。69の評価項目について評価いただきました。事務局の点検・評価についてです。まず、教育総務課です。外部評価委員の8項目の評価点数は、平均で4.8点いただいております。学校教育課が12項目に対して、評価点数は4.5点、社会教育課が31項目に対して評価点数4.4点、図書館事務局が4項目に対して4.3点、保健体育課が14項目4.3点となっております。9頁から15頁が教育委員の皆様からいただいたご意見、16頁から28頁に外部評価委員による意見を集約して掲載してあります。記載してあるご意見は、別冊のA3の資料「始良市教育委員会事務事業自己点検・評価シート」から、それぞれ評価項目ごとに集約したものを、転記したものになります。今回は、非常に多くの意見をいただき、教育委員の皆様から131件、外部評価委員から227件の計358件いただいております。今後の予定ですが、本日議決がいただければ、9月市議会定例会に、この報告書を提出いたします。そして、10月以降に始良市のホームページに掲載し、市民に公開する予定でございます。以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 ただいま事務局から説明がありましたけど、ご質疑ございませんでしょうか。この夏場に協議された内容でございます。なければお諮りします。議案第25号については、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号「令和元年度教育委員会の事務の点検・評価報告書（平成30年度事業分）に関する件」については、可決されました。これを9月の市議会定例会に提出し、その後においてホームページに載せるということでございます。次に、日程第8議案第26号「平成30年度始良市一般会計歳入歳出決算認定（教育費）に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 （教育総務課長）それでは、議案第26号「平成30年度始良市一般会計歳入歳出決算認定（教育費）に関する件」について、ご説明いたします。決算につ

いては、定例会終了後の閉会中に審査となっており、9月24日の第3回市議会定例会最終本会議に上程され、教育委員会関連では9月26日に文教厚生委員会の審査を経て、第4回市議会定例会(12月議会)で認定となる予定です。はじめに、始良市全体の決算について説明します。歳入合計316億8,014万4,827円が決算額となります。歳出合計302億4,264万6,439円が決算額となります。それでは教育費について説明します。平成30年度決算における教育部所管の歳出予算現額は35億4,287万8千円、支出済額が20億3,517万3,660円、そして、空調機設置に係る繰越明許費14億7,660万7千円です。繰越明許額を除いて98%の執行額となります。続いて、平成30年度決算のうち教育部の概要について説明いたします。昨年度、教育総務課では、今年度に空調機を設置するための設計業務を行っております。そのほかに帖佐小学校屋外トイレ新築工事、重富中学校屋外トイレ新築工事などを行っております。学校教育課では、モラリティインクルーブメント推進事業における、松原なぎさ小学校、重富中学校の実践発表、ハートフルアイランドの開催、スーパーサイエンス総合推進事業では、サイエンス作家の竹内薫氏を招聘したサイエンストークや市内の教職員による実験ブースなどを実施したところです。社会教育課では、A I R Aふるさと学寮、A I R Aふるさとチャレンジャー等の青少年育成事業の実施、あやめ学級、ゆずりは学級の講座、スクール・サポート・ボランティア・コーディネーターの充実を図っております。なお、生涯学習フェアでは、渡部陽一氏の講演をはじめ、公民館講座等の発表を実施、また、蒲生のクス保護増殖事業の2年目、国登録有形文化財の「森山家」の整備等を実施しています。図書館事務局では、祝日開館による利用促進、図書館システムの更新、電子掲示板、ホームページのリニューアル等を行っております。また、中央図書館の浄化槽水中ポンプの取替等の修繕を行っております。保健体育課では、鹿児島国体の準備として、福井国体、茨城でのリハーサル大会の視察、九州管内の大学3校からバスケットボール指導者を招聘し、200名を越える参加者に対し、研修の機会を提供し、国体の周知を図っております。その他、体力アップ、チャレンジ鹿児島への取組み、始良っ子見守り隊による安全確保の充実等に努めたところです。以上で説明を終わります。

教育長

これについて、何かご質疑ございませんでしょうか。

委員

決算年度がありますよね、例えば、平成30年度の予算を執行するとして、30年度はここで終わりますよという、決算の終わりの月というのは、いつ頃で締めているのでしょうか。それとも、時々変わるのでしょうか。

事務局

(学校教育課長) 年度は3月で終わりですけれども、出納閉鎖期間が5月31

日まででございますので、そこで終了となります。

委員 5月31日までは、ということですね。

事務局 (教育総務課長) はい。

教育長 ほかにございませんか。
なければお諮りします。議案第26号は、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第26号「平成30年度始良市一般会計歳入歳出決算認定(教育費)に関する件」については、可決されました。
次に、日程第9報告第7号「令和元年度始良市一般会計補正予算(第5号)(教育費)に関する件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、報告第7号「令和元年度始良市一般会計補正予算(第5号)(教育費)に関する件」について、ご説明いたします。補正予算については、9月3日に議案として9月議会に上程し、9月11日に委員会審議、12日に現地調査まで済んでおりますので、報告となります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8億2,728万5千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は316億9,264万9千円となります。このうち、教育費関連で人件費関係を除き、主なものをご説明いたします。まず、歳入です。県教育費補助金として、部活動指導員派遣推進事業補助金38万6千円、次に教育費委託金として、スクール・サポート・スタッフ配置事業71万4千円の歳入です。次に、歳出です。目3学校教育事務局費のスクール・サポート・スタッフ配置事業として、事務補助71万4千円と費用弁償1万2千円の計上です。これは、文部科学省の「教育支援体制整備補助金」を活用した事業で、先ほどの歳入の県委託金として71万4千円補助を受けて、実施するものです。事業としては、教員が児童生徒への指導や教材研究に専念できるよう、地域人材を学校に配置するための費用です。今回、始良小学校をモデル校と考えております。次に、項3中学校費、目1学校管理費のうち樹木伐採委託料として138万8千円と、学校施設改修工事として111万1千円の計上です。これは、重富中学校教頭住宅の老朽化に伴い、6月28日に解体工事が完了したところでございますが、この住宅跡地を7月に普通財産に移管することが決まり、隣地である重富中学校弓道場の的場付近の樹木を伐採する必要が出てきたための伐採費用138万8千円と、この住宅跡地に矢が飛んでいく恐れがあるた

めに、危険防止のため、防矢ネットを設置する工事費用111万1千円を計上しました。次に項5社会教育費、目2公民館費のうち公民館維持管理事業、事務補助58万3千円の増額です。始良公民館において、始良分室の廃止、人事異動により一般職非常勤職員を増員したことによる計上です。次に修繕料130万円の増額ですが、蒲生公民館窓ガラス修繕80万円、蒲生公民館図書室空調修繕35万、始良公民館屋外トイレブローワー修繕15万円になります。次に、項6保健体育費、目4学校体育費のうち学校体育推進事業の講師謝金58万円です。部活動指導員派遣推進事業補助金を受けて、帖佐中学校サッカー部へ10月から来年3月までの6か月間に指導員を派遣するための講師謝金です。以上で説明を終わります。

教育長 一括して、教育総務課から説明がありました。学校教育課から補足説明がありますか。

事務局 (学校教育課長) 資料60頁のスクール・サポート・スタッフ配置事業ですけれども、国の働き方改革のモデル事業で、学校の先生の事務処理を手伝うということで、例えばプリントを印刷する、配布物の整理をする、あるいは採点の補助をするといったことをすることで、担任の先生の負担を軽減することを目的とした事業で、県内で3校だけです。大隅半島1校と大島地区で1校、薩摩半島で始良市から1校ということでございます。モデル事業ですので県内3校だけですが、その成果を踏まえて、今後の配置を検討していくということになると思います。そういう事業でございます。

教育長 学校は。

事務局 (学校教育課長) 始良小学校でございます。始良小学校は、進級指導教室があったり、職員が多かったりしますので、始良小学校へ配置をするという方向で進めております。

教育長 教職員の業務改善が目的です。ほかに補足説明はないですか。

事務局 (保健体育課長) 保健体育課の事業です。66頁の目4「学校体育費」の学校体育推進事業について、説明いたします。内容につきましては、いま学校教育課のほうからあった内容と同様です。こちらでも今年度県内3校の内の1校として、始良市にモデル事業で何とか取り組んでもらえないだろうかということで打診を受けたことから、帖佐中学校のサッカー部に、サッカー部を指導した経験のある指導者を派遣するための事業ということで、その費用を予算化させていただきました。以上です。

教育長 こちらにも業務改善です。ほかにないですか。では、委員の方からご質疑はありませんでしょうか。

委員 このスクール・サポート・スタッフ事業は、始良小と帖佐中にそれぞれ1名ずつ配置ですか。

事務局 （学校教育課長）スクール・サポート・スタッフ事業は、担任の先生のお手伝いをします。学校体育推進事業は、部活動指導員ですので、非常勤として部活動の時間帯に来る。あとは試合の引率としてついていくという感じです。

委員 それは、それぞれ1名ということですか。

事務局 （学校教育課長）部活動指導員は1名です。スクール・サポート・スタッフは2名です。

委員 一緒に入るのではないのですね。

事務局 （学校教育課長）スクール・サポート・スタッフは11日勤務を2名ということですか。

委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。
なければお諮りします。報告第7号「令和元年度始良市一般会計補正予算（第5号）（教育費）に関する件」については、事務局の報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。
異議なしと認めます。よって、報告第7号「令和元年度始良市一般会計補正予算（第5号）（教育費）に関する件」については、承認されました。
次に、日程第10号「事務連絡」に入ります。委員の皆様方から何かございませんか。
なければ事務局のほうからお願いします。

事務局 （教育総務課長）先月の定例会で、今年度の教育委員の研修について提案したいということでお話をしておりました。お手元にA4の1枚紙がお配りしてあると思いますけれど、皆様の予定を確認させていただきましたところ、11月13日と14日が委員の方の都合がよいということでしたので、この日で決

定させていただきました。研修先につきましては、13日が太宰府市の教育委員会、14日が鳥栖市の教育委員会へ研修ということで、計画してございます。時間等につきましては、現在は計画の段階で、また変わる可能性がございますけれども、こういった形の研修でいかがかと思えます。鳥栖市につきましては、始良市に一度研修で訪問されているということで、快く研修を受けていただきました。連絡は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ということですので、11月13日、14日ですね、よろしいでしょうか。ほかに何か聞きたいことではないですか。よろしいですか。なければ、最後に「行事予定」に入ります。まず、教育総務課からお願いします。

事務局 （教育総務課より順次説明）

教育長 行事予定の説明がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。なければ以上で、本日の全ての議事を終了いたします。本日の議事録の修正等については、当局にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 以上で、令和元年第9回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございました。